

※個人のマイナンバーは記入不要です

★給与収入だけの場合
収入150万円以下が対象

★公的年金だけの場合
収入205万円以下
(65歳未満の場合163.3万円以下)
遺族・障害年金は全額非課税

【寡婦控除】配偶者欄が無で、
別紙「寡婦控除・ひとり親控除対象者
チェックリスト」にて「寡婦」「ひとり親」
に該当する場合には、**☑**を付けてく
ださい。
ひとり親に該当する方は「特別の寡
婦」に**☑**を付けてください。

和暦でご記入ください

ご捺印を忘れずに

★世帯主の氏名と続柄を記入
例) 世帯主がご本人の場合
世帯主の氏名: 田中太郎
あなたとの続柄: 本人

★令和3年1月1日の住民票の登録住所を記入
(来年の住民税の納付住所となります)

★扶養対象者でなくとも妻(夫)がいる場合は、
有に○をしてください

**本年中の収入の
見積額を記入してください**
※収入の見積額が150万円を超える方は、
源泉控除対象配偶者には該当しません。
※記入がない場合は0円とします

【異動月日及び事由】
今年度中の異動を記入
(理由も記入してください)

★扶養家族が亡くなられた場合でも、
今年度分は扶養対象となります

【勤労学生控除】※ご自身が学生の場合のみ
勤労学生控除を受ける場合は在学証明書の
原本を添付してください
※収入が103万円超え、130万円以内の場合

【障害者等の内容】
「氏名」・「手帳の名称」・「障害等級」
※確認資料として障害者手帳のコピーを添付
してください(年少親族も適用)

【住所又は居住】
★本人と同じ場合は「同居」と記入でも可
★別居の場合は必ず住所を記入してください
★70歳以上で同居の場合は（同居老親等）に ☒ **チェック**
つづけてください
★国内に住所がなく、現在まで引き続き1年以上国内に住所を有しない場合には、「非居住者である親族」に○をつけてください。（別途、送金証明書類や親族関係書類等の添付が必要となります。）

【扶養控除申告書の記載例】

H24年より年少扶養親族(16歳未満の者)に対する扶養控除が廃止されたため、

- 平成17年1月1日以前生(16歳以上) 扶養対象のB欄に記入
●平成17年1月2日以後生(16歳未満) ○住民税に関する事項に記入

【**単身児童扶養者**】 児童扶養手当を受けているシングルマザーやシングルファーザー（離婚・未婚を問わず）またはパートナーの生死が不明な人が対象となります。該当する場合には☑を付けて、児童扶養証書の番号を記載してください。（不明な場合にはお住いの市区町村にお尋ねください。）

[illegible]

見本